

防府市市民参画懇話会設置までの国と防府市の動向

国	防府市
第一次地方分権改革 1993年 (平成5年) 地方分権の推進に関する国会決議 1995年 (平成7年) 「地方分権推進法」施行 2000年 (平成12年) 「地方分権一括法」施行 機関委任事務(※1)は廃止され、国と地方自治体の関係は、法律上「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変わった。 (※1)機関委任事務…知事や市町村長が法令に基づいて国から委任され、「国の機関」として処理する事務	第3次総合計画 (2001年～2010年) (平成13年～平成22年) 推進理念：変革と参画（抜粋） 基本目標の達成に向けて「変革と参画」の理念のもとに、市民一人ひとりが主役となったまちづくりを進めていきます。 ・市民の変革 ・行政の変革 ・行政の変革と市民の参画 後期基本計画 (2006年～2010年) (平成18年～平成22年) 【計画の推進方策】 1.市民参画の推進 2.計画的な行財政運営の推進 3.戦略的・重点的な施策の推進 4.広域行政の推進 ↓ ・市民参画の推進（抜粋） 地方分権の進展に対応した自立型社会を実現するため市民の参画と協働による市政を推進するとともに、市民の経験と行動力が活かされる自主的・主体的な市民活動を推進します。
憲法92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨(※2)に基づいて、法律でこれを定める。 (※2)地方自治の本旨…団体自治と住民自治 団体自治⇒団体（地方政府や地方議会など）の意思と責任により地方自治がなされること 住民自治⇒自治体の意思形成が住民の意思に基づいて行われること	防府市市民参画懇話会 (平成18年10月30日設置) 市民参画と協働による市政推進の仕組みづくりを構築するにあたり、協議していただくための機関として設置されたもの ・委員構成 公募委員、学識経験者、各種団体、市議会、市職員の20人（うち公募委員は10人） (仮称)自治基本条例骨子に関する提言書 (平成20年10月22日提出)
第二次地方分権改革 2006年 (平成18年) 地方分権改革推進法成立 2007年 (平成19年) 地方分権改革推進法施行 …	